

合併調整項目調整状況

事務事業番号	8003	専門部会名	上下水道	分科会名	下水道	担当部署	営業課
事務事業名	下水道受益者負担金・分担金						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
<p>公共下水道事業 (上田、南部処理区) 【負担金・分担金の額】 ・土地割：560円/㎡</p> <p>特環下水道事業 (別所、中塩田、神川東処理区) 【負担金・分担金の額】 ・土地割：560円/㎡</p> <p>農業集落排水事業 【負担金・分担金の額】 (1)戸割(下記地区以外) ：678,000円/戸 (2)戸割(豊殿南部地区) ：697,000円/戸 (3)戸割(小井田地区) ：894,000円/戸</p>	<p>公共下水道事業 【負担金・分担金の額】 ・土地割：810円/㎡</p> <p>特定環境保全公共下水道事業 【負担金・分担金の額】 ・土地割：280円/㎡</p> <p>農業集落排水事業 【負担金・分担金の額】 (1)戸割(藤原田地区) ：660,000円/戸 (2)戸割(荻窪地区) ：670,000円/戸 (3)戸割(和子地区) ：550,000円/戸</p>	<p>特定環境保全公共下水道事業 【負担金・分担金の額】 ・戸割：400,000円/戸</p> <p>農業集落排水事業 【負担金・分担金の額】 ・戸割：400,000円/戸</p>	<p>農業集落排水事業 【負担金・分担金の額】 ・戸割：400,000円/戸</p>	<p>負担金等は現行のとおりとする。ただし、農業集落排水については、合併後の早い時期に統一を目指し協議する。 収納方法は、分割納付を原則とするが、一括納付も認める。 報奨金制度は合併時に廃止する。</p>			
合併後調整内容							
<p>【平成19年度の具体的調整内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び上田市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例、上田市農業集落排水施設条例を設置する。 ・農業集落排水事業費分担金徴収関係例規については合併時廃止する。 							